

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第3回農業委員会総会議事録

令和8年9月29日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	3	渡部	洋	委員
	5	阿部	隆文	委員

第 3 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 8 年 9 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 第 3 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 青野 英一郎

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕

佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明

佐呂間町農業委員会農地係 石黒 亮雅

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	石田 琢也	9	柳原 悟
2	田中 裕二	10	藤澤 公彦
3	渡部 洋		
		12	木村 博
5	阿部 隆文	13	齊藤 隆幸
6	齊藤 将平	14	平戸 光宏
7	十亀 正	15	青野 誠
8	荒田由紀野	16	青野 英一郎

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
4	山内 秀仁	11	田村 通啓

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農地利用集積等促進計画案の決定について

議 案第 2 号 現況証明願について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告事項第 3 号 北海道指導農業士候補者の推薦に伴う賛同について

事 務 局 長	只今から、第3回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。 議事録署名委員の指名を行います。
議 長	署名委員は、3番渡部委員さん、5番阿部委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事 務 局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号1 土地の所在が富富士456番2外2筆、現況地目が採草放牧地と宅地で合計面積15,969㎡、届出者 富富士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和8年3月8日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
各 委 員	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
議 長	———異議なし——— 報告事項第1号は原案どおり報告済みといたします。
議 長	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。
	番号1 土地の所在が西富19番1外19筆、現況地目が畑で合計面積52,787㎡、契約期間は平成28年9月30日から令和8年9月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年8月17日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
	番号2 土地の所在が若里392番1外10筆、現況地目が畑で合計面積64,820㎡、契約期間は平成28年7月28日から令和8年7月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年8月18日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。
	番号3 土地の所在が若里319番1外2筆、現況地目が畑で合計面積35,965㎡、契約期間は平成28年7月28日から令和8年7月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年8月18日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。
	番号4 土地の所在が若里491番2外9筆、現況地目が畑で合計面積51,610㎡、契約期間は令和5年3月30日から令和15年3月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年8月23日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。 解約後は賃貸借です。

		番号 5 土地の所在が仁倉 206 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 22,894 ㎡、契約期間は平成 28 年 9 月 30 日から令和 8 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 9 月 1 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 6 土地の所在が仁倉 218 番 1、現況地目が畑で面積 4,633 ㎡、契約期間は平成 28 年 10 月 31 日から令和 8 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 9 月 1 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 7 土地の所在が仁倉 904 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 19,447 ㎡、契約期間は令和 5 年 2 月 28 日から令和 15 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 9 月 1 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 8 土地の所在が仁倉 726 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 46,443 ㎡、契約期間は令和 6 年 4 月 30 日から令和 11 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 9 月 1 日、通知者が賃貸人 ●●●●さんと●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 9 土地の所在が若里 186 番 2 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 135,251 ㎡、契約期間は平成 29 年 1 月 30 日から令和 9 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 8 月 24 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長	青野英委員 事務局 議長 各委員 議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 番号 8 の●●●●さんと●●●●さんはどんな関係ですか 兄弟です。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 報告事項第 2 号は原案どおり報告済みといたします。
議 長		報告事項第 3 号 北海道指導農業士候補者の推薦に伴う賛同について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		報告事項第 3 号 北海道指導農業士候補者の推薦に伴う賛同について 北海道指導農業士認定要綱に基づき、佐呂間町長より下記の者の推薦に同意依頼がありましたので、賛同したことを報告します。 推薦者番号 1 佐呂間町字●●●●●●●●●● ●●●●さん、●●歳

		推薦者番号 2 佐呂間町字●●●●●●●●●● ●●●●さん、●●歳 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
齊藤将委員		指導農業士とは何ですか
事務局		農業の担い手になろうとする者の研修受入、指導・助言を行うとともに道、市町村、農協等が行う農業の担い手育成・確保などの事項について協力を努める者です。
議 長		質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員		——— 異議なし ———
議 長		報告事項第 3 号は原案どおり報告済みといたします。
議 長		次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局		議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条 11 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合には即日公告できることとします。 以後について、公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸借になりますので、公益財団法人北海道農業公社に関する説明は省略させていただきます。 番号 1. 2. 利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が斜里町 ●●●●さん。土地の所在が西富 19 番 1A 外 17 筆、現況地目が畑で合計面積 50,281 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 176,000 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、前回は 3,500 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 17 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（1 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道佐呂間 8 線道路付近の土地となります。
		番号 3. 4. 利用権の設定等を受ける者が、永代町 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 551 番 1 外 8 筆、現況地目、畑が 43,551 m ² 、採草放牧地が 40,650 m ² で合計面積 84,201 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 30,000 円、10 ㍻当たり 400 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 7 月 15 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（2 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道知来興生沢道路付近の土地となります。

		番号 5. 6. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 392 番 1A 外 12 筆、現況地目が畑で合計面積 48, 112 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 64, 000 円、10 ㎡当たり 1, 300 円で、前は 1, 000 円です。前回は年額が変わりませんが、使用できる面積が減少したことにより 10 ㎡当たりの単価が上がりました。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 18 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里 7・8 号道路沿いの土地となります。 番号 7. 8. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 459 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 52, 235 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 120, 000 円、10 ㎡当たり 2, 300 円で、前回は 2, 300 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 17 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（4 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里東 8 号 1 線道路沿いの土地となります。 番号 9. 10. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 319 番 1A 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 31, 123 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 68, 000 円、10 ㎡当たり 2, 200 円で、前は 1, 900 円です。前回は年額が変わりませんが、使用できる面積が減少したことにより 10 ㎡当たりの単価が上がりました。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 18 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里西 1 線道路付近の土地となります。 以上です。
議 長	木 村 委 員 事 務 局 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 今回提案された畑の面積が前回の賃貸借の契約した面積より減る原因は何ですか。 北海道農業公社を通して賃貸借をする場合、航空写真を確認しながら、畑として使用できる部分のみを賃貸借の対象としているためです。
議 各 議 長	長 委 員 長 長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ――― 異議なし ――― 議案第 5 号番号 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10 は原案どおり決定いたします 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 退場）
議 長		休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農

事務局	用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 11. 12. 利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 574 番 1、現況地目が畑で面積 5, 874 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 15, 000 円、10 a 当たり 2, 600 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 23 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（6 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里北幹線と若里東 1・2 線道路沿いの土地となります。 番号 13. 14. 利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が若里 580 番 1A 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 15, 983 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 43, 000 円、10 a 当たり 2, 700 円で、前回は、2, 700 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 23 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（7 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里東 1・2 線道路と若里東 10 号道路沿いの土地となります。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各委員	——— 異議なし ———
議長	議案第 5 号番号 11. 12. 13. 14 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。
議長	（●番 ●●●●委員 入場） 休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	番号 15. 16. 利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 208 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 20, 460 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 125, 000 円、10 a 当たり 6, 100 円で、前回は 5, 500 円です。前回と年額が変わりませんが、使用できる面積が減少したことにより 10 a 当たりの単価が上がりました。あっせん会につきましては、令和 8 年 9 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（8 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉 6 号道路と仁倉 10 線道路沿いの土地となります。 番号 17. 18. 利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮

		前町 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 211 番外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 40,577 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 225,000 円、10 ㎡当たり 5,500 円で、前回は 5,600 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 9 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（9 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉 6 号道路と仁倉 10 線道路沿いの土地となります。 番号 19. 20. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 904 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 25,805 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 129,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前回は 5,000 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 9 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（10 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉南 10 線道路と仁倉 12 号道路沿いの土地となります。 番号 21. 22. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さんと帯広市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 726 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 46,443 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 246,000 円、10 ㎡当たり 5,300 円で、前回は 5,300 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 9 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（11 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉 9 線道路沿いの土地となります。 番号 23. 24. 利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 186 番 2 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 135,251 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 10 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 280,000 円、10 ㎡当たり 2,100 円で、前回は 2,100 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 8 月 24 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（12 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里北幹線道路付近の土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委	——— 異議なし ———
議	員	
	長	議案第 5 号番号 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24 は原案どおり決定いたします
議	長	議案第 2 号 現況証明願について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務	議案第 2 号 現況証明願について
局		

		下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号 1. 土地の所在が武士 374 番、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用 状況は原野、面積 6,502 m²、所有者 ●●●●さん、願出人 武士 ●●●●さん、 願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(13 ページ)の赤枠の土地です。申請地は、町道中園 11 線道路沿いの土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 議案第 2 号は原案どおり決定いたします
各	委	員
議	長	———異議なし———
各	委	員
議	長	その他、各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません——— なければ第 3 回農業委員会総会を終ります。